

## 事業復活支援金とは？

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、国が事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付するものです。

### 申請期限

令和4年5月31日(火)まで

### 給付対象の主な要件

次ページの「チェックシート」でご確認ください。

**中小法人等** 上限最大250万円

**個人事業者等** 上限最大 50万円を給付します。

### 給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

### 申請支援の内容

商工会では、申請がスムーズに行えるよう支援させていただきます。

(※申請作業を代行することは出来ませんのでご注意ください。)

- 事業復活支援金の給付対象となるか
- 添付書類のデータ化(PDF、JPG)
- 申請に必要な書類、事前確認
- 申請の方法  
など 商工会で相談対応いたします。

# 事業復活支援金 申請支援のご案内



第86号

発行所  
一迫花山商工会  
栗原市一迫真坂字高橋10番地  
電話 本所(0228)52-3300  
支所(0228)56-2068  
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者  
佐藤倫治

一迫花山商工会 TEL: 52-3300 FAX: 52-2005

### 令和3年分所得税消費税納付振替日

申告所得税及び復興特別所得税	
確定申告分	4月21日(木)
延納分	5月31日(火)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	
	4月26日(火)

※令和3年3月1日現在会員数  
257名(組織率84.3%)

- ◎長屋門カフエいわさき花門  
代表者 千葉 恵子  
業種 飲食業 地区 長崎
- ◎夢眠  
代表者 齋藤美佳子  
業種 飲食業 地区 長崎
- ◎高橋総業  
代表者 高橋 浩美  
業種 産業廃棄物収集運搬業 地区 柳目
- ◎(株)クイーンズジャパン  
代表者 松田 敏幸  
業種 野菜・米穀販売業 地区 上真坂
- ◎食事処 和の倶楽部  
代表者 三浦 和弘  
業種 飲食業 地区 清水
- ◎渋谷商会  
代表者 渋谷 洋  
業種 便利屋 地区 荒町
- ◎高松建築  
代表者 高橋 昭二  
業種 建築業 地区 姫松
- ◎合同会社 農笑  
代表者 遊佐 誠義  
業種 農産物生産販売業 地区 柳目

令和3年度加入  
新会員紹介  
よろしくお願ひします

### 宮城県最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は下記の通りです。また、①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県最低賃金	最低賃金時間額	効力発生日
	853円	R3.10.1
特定(産業別)最低賃金	最低賃金時間額	効力発生日
① 鉄鋼業	953円	R3.12.15
② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	
③ 自動車小売業	918円	

贈って便利 もらって重宝 通年販売しております

## 一迫花山共通商品券をご利用下さい

商品券ご利用  
方法いろいろ

- ご入学、ご就職などのお祝いに
- お見舞い、仏事のお返しに
- スポーツの競技会やイベントの賞品景品
- お中元、お歳暮などの季節のごあいさつに
- その他お使いみちいろいろ

※有効期限は発行日より6ヶ月です。  
※額面500円で、つり銭はお出しできませんのでご注意願います。

お問い合わせは 一迫商工振興会(一迫花山商工会館内) TEL 52-3300

# 事業復活支援金用 チェックシート

 一迫花山商工会  
Tel. 0228-52-3300

## ①「基準期間」の売上確認表

個人事業で青色申告の場合は不要です

年	1月	2月	3月	・	11月	12月	年間合計
2018年				・	円	円	円
2019年	円	円	円	・	円	円	円
2020年	円	円	円	・	円	円	円
2021年	円	円	円	・			円

## ②「対象月」の売上確認表

年	1月	2月	3月	・	11月	12月
2021年				・	円	円
2022年	円	円	円	・		

## ③給付該当の確認

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている

はい

いいえ、判断に迷う

2021年11月～2022年3月のいずれかの月、  
(対象月)の売上が、  
2018年11月～2021年3月の間の  
任意の同じ月(基準月)の売上と比較して、  
50%以上、または 30%以上50%未満 減少している

はい


いいえ、  
判断に迷う

①、②「売上確認表」をご記入いただき、

法人の場合  
・過去4期分の  
【確定申告書別表一】【法人事業概況説明書】

個人の場合  
・平成30年、令和1年、令和2年、令和3年分の  
【確定申告書】【収支内訳書】

をご用意いただき、商工会へお問い合わせください。

 一迫花山商工会  
Tel:0228-52-3300

事業形態は

法人

個人  
(青色)

個人  
(白色)

基準期間の売上(基準月を含む11月～3月の合計額) - 対象月の売上 × 5か月分

円 -  円 × 5 =  円 = 給付額

基準期間の11、12月を含む年の年間売上 ÷ 12 × 2 + 基準期間の1、2、3月を含む年の年間売上 ÷ 12 × 3

年間  円 ÷ 12 × 2 =  円 + 年間  円 ÷ 12 × 3 =  円 =  円 (A)

(A) の金額 - 対象月の売上 × 5か月分

(A) 円 -  円 × 5 =  円 = 給付額

本チェックシートは該当を100%保証するものではありません。対象制度の目安としてご利用ください。

商工会では、申請がスムーズに行えるよう支援させていただきます。(※申請作業を代行することは出来ませんのでご注意ください。)

# 免税事業者のみなさまへ

## 消費税

国税庁【法人番号】7000012050002

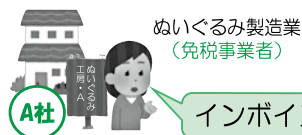
令和5年10月1日から

# インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

### ～ A社さんのケース～

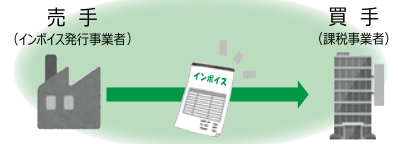
A社さん、インボイス制度のこと検討してます？  
お互いに関係があるみたいなんですよー



インボイス制度ですか・・・？

### インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があり、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります



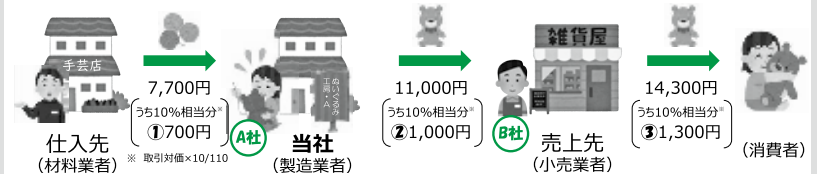
### 疑問1 仕入税額控除ってなに？

▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が**仕入税額控除** → 仕入税額控除には**インボイスの保存が必要** → **インボイスがなければ仕入税額控除できない**※  
※ 一定期間、経過措置が設けられています

### ～ぬいぐるみ取引の流れ(イメージ)～



### 疑問2 当社が登録しないとどうなるんだろう・・・

登録をしないと、**売上先 (B社) にインボイスを交付できない**。そして、売上先 (B社) は、**インボイスがなければ仕入税額控除ができない**ということ・・・

$$1,300\text{円} - 0\text{円} = 1,300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

#### ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、**売上先 (買手) の納付税額が大きく計算**されます※  
※ 一定期間、経過措置が設けられています

**仕入税額控除に関する経過措置** (インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)  
制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます (請求書の保存など、要件があります)  
※ 一定割合 ⇒ [令和5年10月～令和8年9月] 80% [令和8年10月～令和11年9月] 50%

### 疑問3 申告って、どう計算するの？ 売上げの10%を納税しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、**インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば・・・**

$$1,000\text{円} - 700\text{円} = 300\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

#### ポイント

納付税額は、**売上げの10%ではなく、仕入税額控除後の金額**です※  
※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

一定の場合、**簡易課税制度**を適用することができます

### 疑問4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度**を選択している売上先は、インボイスが**不要**です
- 消費者、**免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます (経過措置終了後は控除できません)
- 必要に応じて、取引先 (売上先や仕入先) と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあります

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考 免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、参考してください

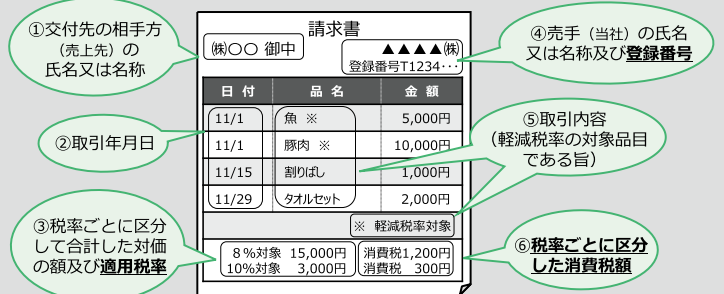
### インボイス発行事業者となる場合・・・

### 疑問5 インボイスって、どう作ればいいのか？

#### ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～



- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記(①から⑥)の記載事項を満たしたものであれば**インボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**。どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら準備を進めましょう
- ▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で**作成する書類も該当**します

### ▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

### 疑問3の例だと・・・

ステップ1  
1,000円 × 70% = 700円  
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2  
1,000円 - 700円 = 300円  
売上税額 仕入税額 納付税額

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業(食料品)	80%
第三種	製造業、農林漁業(食料品除く)等	70%
第四種	その他事業(飲食店業等)	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

#### ポイント

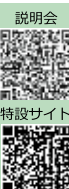
簡易課税制度では、**事務負担の軽減**を図ることができます  
※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は**不要**です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

### もっと詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催  
国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト  
インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています



### 登録手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う**必要があります

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください!!

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください

※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です



### 軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています  
【専用ダイヤル】0120-205-553【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く) (令和4年2月)

# 電子帳簿保存法の改正について

## 電子帳簿保存法とは？

国税関係帳簿書類を電子データとして保存する際の要件や、電子的に授受した取引情報の保存方法などについて定めた法律です。

決算書類や各種帳簿、紙で受領した領収書などは紙での保存が原則ですが、この法律により一定の要件を満たせば電子データでの保存が可能となりました。

「電子データは電子データで、紙は紙か電子データで保存する」というのが基本的な考え方です。

## どういった改正があったの？

2022年1月から施行された法改正では、紙で受領した領収証などをスキャナ保存することで原本を廃棄することが可能等といった要件緩和が行われ、**経理の電子化・ペーパーレス化**がさらに進めやすくなりました。

ただし、**電子取引データを書面のみで保存することが認められなくなったり**、不正に対しては厳しい措置が課されるようになり、気を付けなければならない点もあります。

## 電子取引データとは？

EメールやWeb上での電子取引で受領した取引関係書類は、電子データとして保存します。2021年12月までは書面出力(紙に印刷)での保存が可能でしたが、2022年1月以降は書面での保存が不可となり、電子取引で受領したデータは電子データとしての保存が義務付けられるようになりました。**(2年間の猶予期間あり)**

受信したデータはそのまま保存する必要があり、取引情報を自社システムなどに入力して保存することは認められていません。

## 主な5つの改正点

### 1. 事前承認制度の廃止

これまで電子帳簿等保存および書面のスキャナ保存をするためには、運用3カ月前までに税務署長へ承認申請書を提出する必要がありましたが、今回の改正によって事前承認制度が廃止され、**スキャナや保存システムなどを導入したらすぐに電子保存が可能**になります。

### 2. タイムスタンプ要件緩和

データの改ざんが行われていないことを証明するのが**タイムスタンプ**になります。

今回の改正での要件緩和ポイントは3点あり、

- ① 付与期間が最長2カ月+7営業日以内へ延長
- ② スキャニング時の自署は不要
- ③ 訂正・削除の履歴が確認できるシステムを利用する場合、タイムスタンプは不要となります。

### 3. 検索要件緩和

検索機能についても要件が緩和され、改正後は**「取引年月日」「取引金額」「取引先」**の3項目のみが検索機能の必須項目となります。また、税務署からのダウンロード要請に応じられるようにしておけば、検索時に範囲指定や複数項目を組み合わせられる機能は不要となります。

### 4. スキャナ保存後、書面原本の破棄が可能に

今後はスキャナ保存後に書面とデータが同等であると確認できれば、**書面原本の破棄が可能**になります。

### 5. 電子取引データの書面保存が廃止(猶予期間あり)

ペーパーレス化促進のため、**電子取引でやり取りしたデータで受領した書類を紙で保管する方法が原則として認められなくなります**。電子取引データは、タイムスタンプ付与または訂正・削除の履歴が確認でき、かつ検索機能が確保できる状態で保存しなければなりません。

ただし**書面保存の廃止には2年間の猶予期間**が設けられ、引き続き紙での保存も可能とされています。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、**無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度**です。

商工会の経営指導を受けている  
小規模事業者の方へ！

## マル経融資制度をご利用下さい！

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- **ご準備いただく主な書類**

個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書  
法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

### マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融資額	2,000万円以内(※1)
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.22%(令和4年3月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！  
※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

### マル経融資3つの特長

- 1 **担保不要！**
- 2 **保証人不要！**
- 3 **低金利！**

申込要件  
①商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上)  
②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること  
③商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者 ※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外)

### 新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠)R4.6.30まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融資額	1,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内(据置3年以内) 設備資金 10年以内(据置4年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.32% 3年経過後 年1.22%(令和4年3月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

(制度の詳細等は商工会までお問い合わせ下さい。)

ご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300

おすすめします

## 小規模企業共済制度

事業主のための国の退職金制度です

事業主であるあなたが事業をやめたり、第1線を退いた時の生活安定をはかるためにつくられた制度、それが「小規模企業共済」です。

特 典	掛金は全額所得控除となります 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い 納付した掛金の範囲内で貸付が受けられます
加入できる方	常時使用する従業員が、20人(商業・サービス業では5人)以下の個人事業主(共同経営者も含む)と会社の役員
毎月の掛け金	1,000円～70,000円(500円きざみ)

※個人事業主の「共同経営者」も2人まで加入できます。 **お申込みは一迫花山商工会まで**



ご入学前のまとまった費用の準備が可能！

固定金利・長期偏差が可能！

40年以上の取扱実績！

お子さまの進学・在学を応援！

## 国の教育ローン

ご融資額 **350万円以内**  
(お子さま1人あたり)

【ご相談・お問い合わせは】  
**教育ローンコールセンター**  
ハローコール **0570-008656**  
ナビダイヤル (または 03-5321-8656)

**JFC 日本政策金融公庫**

受付時間 月～金曜日/9:00～21:00 土曜日/9:00～17:00  
※日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)はご利用いただけません。

詳しくは Web で！  
**国の教育ローン** 検索